

管理型産業廃棄物最終処分場の整備に向けた財政支援

政策提言先 財務省、総務省、環境省

政策提言の要旨

管理型産業廃棄物最終処分場（以下「管理型最終処分場」という。）は、地域の産業振興や経済活動を下支えする極めて重要な施設です。一方で、管理型最終処分場の整備については、地元の理解が得られにくいことから、公共関与による管理型最終処分場が全国的に増えてきています。

このため、公共関与により廃棄物処理センターが実施する管理型最終処分場の整備を行うにあたって、国庫補助金の十分な予算確保とともに、地方債制度の充実を提言します。

【政策提言の具体的内容】

- 1 公共関与により整備される全ての管理型最終処分場の整備費に対する国庫補助金（廃棄物処理施設整備交付金）について、その補助率（1/4）に基づき、対象経費の満額を交付できるよう十分な予算確保を提言します。
- 2 廃棄物処理センターが実施する管理型最終処分場の施設整備について、地域の経済循環や活性化の基盤となる事業であることを踏まえ、交付税措置のある地域活性化事業債の対象とすることや、一般単独事業債の充当率を引き上げるなど、県及び市町村が整備費用を負担する際に活用できる地方債制度の充実を提言します。

【政策提言の理由】

- ・管理型最終処分場は、地域の産業振興や経済活動を下支えする極めて重要なインフラ施設であり、施設がないと域内の事業者の経済・事業活動に大きく影響を及ぼし、ひいては住民生活に支障をきたすこととなります。一方で、多額の整備費を要する施設であり、産業廃棄物の排出量によって、整備主体や費用負担のスキームが異なってきます。
- ・本県のように、産業廃棄物の排出量が少ない地方では、施設の規模自体は小さくなるものの、水処理の設備や遮水構造などは変わらないため、整備費の単価は相対的に割高となります。このため、産業廃棄物の排出量が多い地方とは異なり、料金収入のみにより整備費を賄うことは困難となることから、民間事業者による整備には至らない現状にあり、地方自治体の負担が不可欠となります。
- ・加えて、近年の環境意識の高まりや事業の継続性、信頼性などから、公共関与による管理型最終処分場が全国的に増えてきています。本県における現行の管理型最終処分場も、廃棄物処理センター（廃棄物処理法第15条の5の規定による）に指定された公益法人が整備したものです。
- ・現行施設は、計画の2倍程度の早さで埋立てが進んでいるため、現在、後継となる新たな施設の整備に向けて早急に取り組んでいます。新たな施設の規模は、現行の2倍程度を予定しており、現行施設よりもさらに整備費が多額となることが見込まれています。

- ・現行施設を整備する際には、国庫補助金のほか、民間団体からも負担をいただいた上で、整備費の大半を県及び全市町村で連携して負担してきた経緯があります。このため、新たな施設の整備においても、利用料金を最大限引き上げ、整備・運営主体の負担額を増やすこととしていますが、整備費のごく一部しか賄えず、整備費の大半は県や市町村の公費負担が必要な状況となっています。
- ・こうした中、令和3年度以降、本県を含む複数の県が、公共関与による管理型最終処分場の整備を複数年度にわたって計画しており、国庫補助の要望が集中することが見込まれます。このため、国において、地方の要望額に対応できるよう予算額を大幅に増額確保していただきたいと考えます。
- ・また、地方債制度上は、都道府県の補助金には国庫補助の同額を上限として公営企業債（観光その他事業）、都道府県及び市町村の任意の補助金には一般単独事業債の充当（75%）が可能となっております。
- ・しかし、本県のように地方自治体が多額の費用負担を行う必要がある場合、地方債を発行したとしても負担が極めて重くなることから、元利償還金に対する交付税措置のある地方債の充当や、充当率の引き上げなどによる負担の軽減が必要と考えます。

【高知県担当課】 林業振興・環境部 環境対策課